

事故の際の連絡先

警察署

110

消防署

119

高速道路の事故は

#9910

保険会社名

連絡先

損害保険ジャパン日本興亜(株) 0120-256-110

東京海上日動火災保険(株) 0120-119-110

三井住友海上火災保険(株) 0120-258-365

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 0120-024-024

富士火災海上保険(株) 0120-220-557

日新火災海上保険(株) 0120-25-7474

共栄火災海上保険(株) 0120-044-077

セコム損害保険(株) 0120-210-545

お困りの際は

ジコサポ保険整骨院

Tel : 053-449-5877

交通事故安全のしおり

もしも交通事故に
遭ったら…

保存版

車検証にはさんでおきましょう。

NPO 法人
ジコサポ日本。

監修：吉本大輔 (NPO ジコサポ日本 高知支部)
制作・発行：NPO 法人ジコサポ日本

No.1 交通事故に遭ってしまったら

交通事故に遭ってしまったら、すぐに警察へ通報しましょう。また、ケガ人がいれば救急車の要請、事故相手の情報確認、事故状況の確認を落ち着いて行ないましょう。

事故直後に行うことチェックリスト

1. 警察（110番）・救急車（119番）へ連絡

警察への通報は法律で定められた義務です。どんなに小さい事故でも必ず警察を呼んで現場検証をしてください。その時、身体に痛み・違和感があれば病院に行く有無を警察官に申し出てください。警察の現場検証が終わるまでは同乗者も含めて事故現場から離れないでください。また、その場で、示談書なしの口頭示談はやめましょう。口頭示談をして後でトラブルになるケースもあります。

ケガ人がいる場合は、救急車の要請を行い、救急車が来るまでに救護活動をしましょう。

2. 相手を確認

事故相手の確認事項として、以下の項目が必要です。

- I. 相手の住所、氏名、連絡先（免許証を確認する）
- II. 相手が加入している自動車保険の会社名・電話番号・証券番号など
- III. 相手の車両ナンバー・車種
- IV. 勤務先の会社名・住所・連絡先

※業務中の事故は、運転者だけでなく会社も賠償責任を負うことがあります。必ず確認しましょう。

3. 記録を残す（現場の証拠保存）

事故現場の状況を保存しておくことが大切です。双方の物損の状況や程度、事故状況がわかるもの（双方の道路の見通しなど）を携帯電話のカメラなどで撮影しておきましょう。記録は事故の示談終了時まで残しておけば安心です。

また、その場で知り得た情報や自分・相手の行動などをメモして残しておきましょう。

第三者の意見は万が一、相手方とのトラブルになった場合などに効果があります。可能であれば現場を目撃した人にも事故の状況を確認してもらい、氏名や連絡先を聞いておきましょう。

事故現場の住所を記入：

相手の確認事項（記入してもらいましょう）

相手の氏名

相手の住所

相手の電話番号

相手の自動車保険会社名・電話番号

相手の自動車保険の証券書番号

相手の車両登録ナンバー

相手の勤務先（会社名）

相手の勤務先（電話番号）

目撃者の氏名

目撃者の連絡先

No.2 事故後の対応は？

1. 医療機関（病院・整骨院・接骨院）で診察を受ける

交通事故によるケガは受傷直後にあまり症状がなくても、数日の経過とともに症状を自覚することが多くあり、中には首のケガ・骨折や頸髄損傷という、重い場合もあります。**事故後は軽いケガでも必ず診察を受けましょう。**被害者の場合、治療を受けた際の窓口負担は基本ありません。

また、病院の診断書、もしくは柔道整復師の施術証明書を警察署に提出しないと人身事故として扱われないので注意が必要です。

2. 自動車保険会社へ連絡

ご自分で加入している自動車保険の保険会社もしくは代理店に電話連絡して事故の対応をしてもらいましょう。

3. 車販売店・修理工場へ連絡

車の破損修理や代車の手配・準備の為にすぐ連絡しましょう。

病院と整骨院・接骨院どちらに行く？

病院、整骨院・接骨院、いずれの施設でも交通事故によるむち打ちなどのケガの治療を自賠責保険で受けることができます。

また、病院と整骨院・接骨院は併用することができます。

整骨院・接骨院はむち打ちをはじめとする筋肉の損傷を専門的に治療します。骨折、内臓損傷などの大きなケガは病院での治療となります。まず病院で検査を行い、その様な大きなケガでないことを確認の上、整骨院・接骨院へ行きます。

また、保険会社では整形外科の医師の診断を元に治療費を支払うかどうかを決定しますので、先に整形外科に通院しておくとお手続きがスムーズになります。

No.3 自動車保険について

自動車保険には大きく分けて「自賠責保険」と「任意保険」の2種類があります。

1. 自賠責保険

自賠責保険は、自動車、バイク（原動機付自転車を含む）を運転する場合には、絶対に参加しておかなければならない保険です。

2. 任意保険

任意保険とは、加入する、しないは各々が自由に決められる保険です。任意保険に加入すると自賠責保険の上限額を超えてしまったときはもちろん、自分や相手の自動車の修理代、破損させてしまった公共物、自分のケガの補償などができるようになります。

ケガをされた方は以下の保険内容を確認しておきましょう。

下記の項目をチェックして、ご自分が加入している保険会社（代理店や担当者）に連絡しておきましょう。

I. 搭乗者保険（任意保険やその特約として付いている保険）

加入内容で異なりますが1事故につき1人〇〇〇〇円の保険料が支払われます。この保険は被害者・加害者の方でも請求OKです。等級は変わらない保険会社が多いです。

II. 障害保険（自動車保険とは別にスポーツや日常で起きたケガに使える保険）

加入内容で異なりますが1通院〇〇〇〇円の保険料が支払われます。
例）1通院2,000円の保険の場合／30日通院×2,000円＝60,000円支払い

III. 相手の自賠責保険（示談の時）

治療費・通院交通費・休業したことによる慰謝料が支払われます。その他に、後遺障害の場合や交通事故によって亡くなられてしまった場合などもそれにあたります。それぞれ支払われる保険金は支払限度額が異なります。ケガの場合の支払限度は（被害者1名につき）120万円です。治療費はここから支払われます。よって被害者の場合、治療を受けた際の窓口負担は基本ありません。慰謝料は交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する保証として、1日4,200円が支払われ、通院日数などで決められます。これは、通院をしなければ慰謝料が発生しないということになります。

ジコサポ 交通事故 Q&A

Q. 治療費は？

A. 交通事故（自賠責保険適応）の患者様は負担はありません。

Q. 治療方法は？

A. 症状に合わせて治療内容を説明・選択し、施術致します。

Q. 面倒な手続きはありますか？

A. 保険会社との対応も含め、専門家が全て代行いたします。

Q. 病院と同時に通院できますか？

A. 病院に通院しながら、整骨院・接骨院での治療を受けることもできます。

Q. 事故後数日経ってから痛みが出たのですか？

A. 事故後あまり日が経ちますと事故との因果関係が認められなくなりますので、なるべく早く受診してください。

Q. 法律や示談等賠償についても知りたいのですが？

A. 交通事故専門の法律家と提携していますので全て万全にお答えできます。お気軽にジコサポへご相談ください。
(秘密は厳守いたします)

NPO 法人ジコサポ日本のご紹介

NPO 法人ジコサポ日本は、交通事故に遭われた被害者と加害者とその家族をサポートする団体です。「治療・賠償・保険・修理」など様々な専門家が集まり、交通事故でお困りの皆様の相談を無料でお受けし、ワンストップでサポートします。

北海道から沖縄まで拠点を配置する**全国組織**で、日本初の交通事故対応資格、**交通事故専門士**（2017年7月現在全国に1,600名）の普及を行っています。

あなたをトータルサポート

治療	法律	修理	保険
----	----	----	----

ジコサポ保険整骨院の連絡先・診療時間

ジコサポ保険整骨院

〒432-8051 浜松市南区若林町 858-6 Tel&Fax : 053-449-5877

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9時00分～12時30分	○	○	○	休	○	9時00時	休
15時00分～19時30分	○	○	○	○	○	12時30分	休

○交通事故で通院の皆様へ

当院では交通事故で通院の患者様に限り、**時間外受付**をいたします。**完全予約制**となります。必ず、前もってご予約をお願いいたします。
月～金 19:30～20:30（当日のお電話でOKです。）
土曜日午後・日・祝（前日までにご予約ください。）